

地方分権の推進に関する提言

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議
兵庫県知事 齋藤 元彦
兵庫県議会議長 小西 隆紀
兵庫県市長会会長 門 康彦
兵庫県市議会議長会会長 木谷 敏勝
兵庫県町村会会長 庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長 西谷 尚

新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格・物価の高騰が、県民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。感染防止対策の強化を図りつつ、社会経済活動を支え、地域に賑わいを取り戻していかなければならない。

一方、コロナ禍を機に、デジタル化が進展するとともに、テレワークなど多様な働き方が広がり、地方への関心も高まっている。今こそ、地方が自らの発想と創意工夫により、地域課題を主体的に解決していくことが求められる。

我々兵庫県内の地方六団体は、地方分権を一層推進し、ポストコロナ社会の創造に果敢に挑戦するため、以下の項目について提言する。

I	新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策の推進 ・・・・・・・・・・	2
1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実等	
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・充実等	
3	感染防止対策の強化	
4	原油価格・物価高騰対策の充実	
5	事業継続・雇用確保対策の充実	
6	生活に困窮されている方への支援	
II	地域活力の創出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	地方回帰を促す環境整備	
2	地域産業の振興と多様な働き方の推進	
3	地域の魅力づくり	
III	安全安心社会の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等	
2	防災庁の創設	
3	地域安全対策の強化	
4	福祉社会づくりの推進	
5	医師確保対策の推進	
IV	地方税財政の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1	地方財政計画の充実	
2	地方の税収基盤の確保	
3	ふるさと納税の適切な制度設計	
V	地方分権改革を推進する仕組みの構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	国と地方の協議の場の機能強化	
2	地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応	

I 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策の推進

<新型コロナウイルス感染症対策>

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実等【内閣官房、内閣府】

- ・感染再拡大により経済・雇用情勢の本格的な回復にはなお期間を要すると考えられ、また原油価格・物価高騰等の収束も見通しづらい状況にあることから、地方創生臨時交付金を令和4年度において増額するとともに、令和5年度以降においても継続・充実させること。
- ・学校をはじめとした県立施設の冷暖房費等の高騰に対して交付金の充当を可能とするなど、交付金の対象事業の拡充や、基金積み立て要件の弾力化など機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・充実等 【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルスの医療提供体制を引き続き適切に確保するため、空床補償の経費や宿泊療養施設借り上げ等に要する経費に対して、令和5年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。
- ・交付金の対象事業が限定的であるため、地域の実情に応じた以下のような取組が行えるよう、対象事業を拡充すること。
 - 高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用
 - 入院医療機関に対する運営経費支援
 - 回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援
 - 自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援
 - 長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援
 - 市町が県と協力して行う感染者へのフォローアップに必要な事業経費 等

3 感染防止対策の強化 【厚生労働省】

(1) 感染動向に対する分析と具体的対策の提示

- 新**・新たな変異株の置き換わり等により、新規感染者数が再び増加する中、専門家の知見を交えた分析を行い、感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的な対策を提示すること。
 - 新たな変異株など感染状況に応じて、科学的な知見に基づいた保健・医療提供体制を具体的に示すこと。
 - 感染状況等に応じた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて効果的・効率的な対策を選択出来るようにすること。
 - 第7波の感染拡大の要因となっているBA.5系統等の特性を踏まえ、感染者・濃厚接触者の療養期間の見直し等を検討すること。また、感染者の全数把握の要否など新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いについて検討し、そのロードマップを早急に示すこと。

(2) ワクチン接種の促進

① ワクチン接種に関する啓発強化等

- ・市町村の接種計画が円滑に進むよう、ワクチンの供給スケジュールなどを早期に示すとともに、希望するワクチン量を確実に確保すること。
- 新**・接種率が低迷している若年層の3回目接種や、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者等の4回目接種の促進に向け、接種の有効性や副反応の状況等について一層の情報発信を行うこと。
- ・地方自治体が発行するワクチン接種促進の啓発活動等に対して支援を行うこと。

②ワクチン接種の今後のあり方・方針

- 新**・ワクチン接種の有効性に係るこれまでの効果検証を踏まえ、今後のワクチン接種のあり方・方針を早期に示すこと。
- 新**・予防接種法に基づく臨時接種の実施期間（現行9月末まで）が延長される場合には、接種体制等を整備する必要があるため、早期に方針を示すこと。

（3）検査試薬及び検査キットの供給体制の確保

- 新**・診療及び各種検査に必要な検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図るとともに、随時、国民や地方に対して供給スケジュール等の情報提供を行うこと。

（4）保健所や医療機関の業務負担軽減等

- 新**・保健所や医療機関が機能を十分に発揮できるよう、国への各種報告義務等の省略・見直し等の効率化を図り、業務負担の軽減を図るとともに、人員確保への財源措置も含めた支援を拡充すること。

（5）感染情報の公表・共有

- 新**・感染症法では感染症情報は積極的に公表するよう定められているが、新型コロナウイルス感染症患者の公表については、国の一類感染症患者の公表にかかる基本方針を参考に自治体の判断で公表しているため、自治体（健康福祉事務所等）ごとに公表情報が異なっている。感染対策の意識向上につながるよう、積極的な公表に向け国が統一した公表基準を示すこと。また、死亡にかかる公表については公表項目等の基準もなく各自治体の判断となっているが、全国的に統一した公表基準を示すこと。

（6）日本版CDCへの地方意見の反映

- 新**・日本版CDCの創設や内閣感染症危機管理庁の設置にあたっては、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた取組が推進されるよう、地方の意見が反映される仕組みを導入すること。

（7）地方衛生研究所の機能・体制強化

- 地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、現行の地域保健法及び感染症法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にするとともに、その責務を十分に果たすことができるよう、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。

【地方衛生研究所の設置根拠】

- 地方衛生研究所設置要綱（H9.3.14 厚生次官通知） ※法的な位置付けはない
地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

（8）潜在看護職員の再就職の促進

- 新型コロナ対応病床の確保やワクチン接種の促進に向け、改めて看護職員の確保が重要となっている。このため、離職等で看護職に従事していない方に対し、県看護協会等が実施する看護技術と医療知識の研修会や就職相談会等への支援を幅広く行うことや、院内保育所・看護宿舎の整備等による労働環境の更なる改善など、潜在看護職員の再就職を促進すること。

【本県の看護職員再就職支援】

- ・ナースセンター（公益社団法人兵庫県看護協会内）における地域に根ざした復職相談や再就業支援研修の実施、合同就職説明会の開催
- ・プラチナナース活用促進のためのナースセンターへの専任職員配置と、定年退職前後の看護職員・求人施設へのPRとマッチング
- ・院内保育所の整備・運営費補助や看護宿舎・ナースステーションの整備助成等の環境改善

<経済対策>

4 原油価格・物価高騰対策の充実 【内閣官房】

- 新**・コロナ禍で疲弊した地域経済が、原油価格・物価高騰により深刻な影響を受けている現状を踏まえ、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の拡充を含め、強力な対策を講じること。

5 事業継続・雇用確保対策の充実

(1) 事業者の資金繰り支援の強化 【経済産業省】

- ・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、セーフティネット(SN)保証4号の指定期間（現行：9月末まで）を延長すること。
- ・SN保証5号の指定対象業種について、コロナ禍の長期化に加え、円安やウクライナ情勢の影響による原油・原材料価格の高騰により、幅広い事業者がより厳しい状況に立たされていることから、対象業種をさらに拡大すること。

【信用保証制度の概要】

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN保証4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	9月30日
SN保証5号	業種指定 R2.5～R3.7月：1,145業種 (全業種) R3.8～12月：535業種 R4.1～3月：560業種 4～6月：473業種 7～9月：599業種	△5%	80%	—

(2) 中小企業等における経営改善の支援 【経済産業省】

- 新**・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、原油・原材料価格の高騰等により、幅広い業種がより厳しい状況にあることに加え、民間金融機関を通じた無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の利子負担が令和5年5月から随時開始することも踏まえ、事業者の実情に十分配慮した支援を講じること。

(3) 雇用確保対策の充実 【厚生労働省】

- ・雇用調整助成金について、感染拡大が収束し、雇用情勢が十分回復するまでは、当面の間、特例措置の運用を維持すること。

(4) 観光事業者に対する支援 【観光庁】

- 新**・全国旅行支援事業等について、感染状況を見定めつつ、開始時期・実施期間を早期に示すこと。
- 新**・全国旅行支援後に都道府県が実施する旅行・宿泊割引支援事業について、事業期間、割引率等の制度設計を早期に行うとともに、事業開始までに十分に周知すること。
- 新**・観光事業者が行う感染防止対策に対して十分な支援を行うこと。

- 新・インバウンドの回復に向け、外国人観光客の入国制限を段階的に緩和する条件やロードマップを科学的根拠に基づき示すこと。
- 新・事業継続の危機にある観光関連事業者に対しては、観光産業に特化した給付金の支給を実施するなど直接支援を行うこと。

(5) 交通事業者等に対する支援 【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- 新・軽油、LPガス価格の高騰により影響を受けるバス・タクシー・トラック・定期船・ハウス栽培等の運輸・交通事業者・農林漁業の他、一般公衆浴場業などに対する「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の基準価格(ガソリン 168 円/ℓ)の更なる引き下げなど、制度の拡充を含め十分な支援を行うこと。
- 新・産業界全体に対する、原油価格等高騰の影響を緩和するための総合的な支援策を的確に実施すること。

(6) 飲食店に対する支援 【農林水産省】

- ・Go To イートの食事券について、5月15日に利用期限を迎え事業を終了しているが、緊急事態宣言等の長期化により大きな影響を受けた飲食店を支援するためにも、令和4年度中に新たなキャンペーンを実施するなど、更なる対策を講じること。

<生活困窮対策>

6 生活に困窮されている方への支援 【文部科学省、厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響による現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活に困窮されている方への支援を強化すること。
- ・生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を感染拡大状況に応じて当面継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること。また、償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること。
- ・経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

【収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）】

- ・高校生：世帯年収約910万円未満
- ・大学生等：世帯年収約380万円未満

- ・児童養護施設を退所した者が早急に社会に定着できるよう、就職や住居の確保のための支援、どんな問題でも相談できるアフターケア事業を行うこと。また、児童養護施設を退所した者を雇用する民間企業への支援の施策を講ずること。

【本県の生活者支援（令和4年6月補正）】

- ・ヤングケアラーとその家族に対して、配食サービスを提供(週1回、3ヶ月程度)
- ・障害者施設で製作された商品等の販売促進
 - 〔 ・元町駅周辺にアンテナショップを設置(R4.9~R5.2)
 - 〔 ・インターネットショップ「+NUKUMORI」の送料無料化 〕
- ・子ども食堂の食材費を支援(月1回開催：1万円/団体、月2回開催：2万円/団体)
- ・県立学校の学校給食費等の保護者負担を軽減
- ・大学等と連携し、経済的に困窮する学生に食料品等を支給

II 地域活力の創出

1 地方回帰を促す環境整備

(1) 国土の双眼構造の構築 【内閣官房、内閣府】

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

(2) 地方拠点強化税制の充実 【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

① オフィス減税・雇用促進税制の拡充及び要件緩和

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること。
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

【地方拠点強化税制の概要】

区 分		内 容
地方に所在する本社機能の拡充（拡充型）	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万円の税額控除（最大）
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 ＋ 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
	※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	

（本県認定はR4年度までで15社）

② 既成都市区域の拡充型事業の対象化

- ・地方の拠点都市としての機能を維持していくため、既成都市区域を移転型事業と同様に、拡充型事業の支援対象とすること。

【既成都市区域】

近畿圏整備法で定める既成都市区域（産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域）。兵庫県内では神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域が拡充型の支援対象外となる。

2 地域産業の振興と多様な働き方の推進

(1) スタートアップの支援 【内閣府・経済産業省】

新・「スタートアップ創出元年」にふさわしい起業支援の予算規模を確保すること

- 内閣府の指定するグローバル拠点都市の自治体を実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設して支援すること。
- 小中高生に対するアントレプレナーシップ教育など、自治体が行う起業の裾野拡大の取組に対して支援を行うこと。

(2) デジタル化社会の実現に向けた取組の推進

① 5Gなどデジタル基盤の整備加速 【総務省、デジタル庁】

- ・通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも大容量高速通信ができるよう、デジタル基盤を国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線（光ファイバー）の増強や5G基地局の整備促進に向けた携帯電話事業者への支援等を充実すること。
- ・中小企業によるローカル5Gの利用促進に向け、システム構築等に要する技術的・財政的支援制度を拡充すること。
- ・地域間の情報通信格差是正対策など、自治体が行うハード・ソフトのデジタル化推進事業に活用できる、自由度の高い交付金を創設すること。
- ・自治体が自ら行うデジタル人材の育成・確保に向けた取組に対して財政支援を行うこと。

② デジタルデバイド対策の推進 【総務省、デジタル庁】

- 新**・デジタルデバイド対策を推進するため、デジタル活用支援推進事業を地域の実情を踏まえ、より実効性のある制度となるよう見直すこと。

【国のデジタル活用支援推進事業の問題点】

- ・講習会の主な開催場所が携帯ショップのため、郡部の高齢者が身近な場所でデジタル活用を学ぶ機会が不足。
- ・講師の育成はデジタル活用支援員に限られており、身近で相談できる者の育成が不十分。
- ・今後、行政手続きのオンライン化の進展に伴い、講師派遣制度の採択枠の増加が必要。

③ スマート農業の推進 【農林水産省】

- 新**・農業者の高齢化や後継者不足が進む中、持続的な農業の確立に向け、スマート農業機械の導入支援を充実すること。
- 新**・スマート農業技術の導入に向け、各自治体を実施している先導的な取組を支援すること。

④ マイナンバーの活用 【総務省、厚生労働省、デジタル庁】

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。
- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること。
- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書のロック解除等、暗証番号に係る手続を、市町の窓口への来庁を要することなくオンラインでできるようにすること。
- ・暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置（民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等）を条件に、民間業者への委託を可能とすること。
- ・保険証利用に必要となる各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和5年度も引き続き補助を実施するとともに、補助率(現行 1/2 等)を令和2年度と同様の補助率(10/10)とすること。

⑤学校のICT化の推進 【総務省、文部科学省】

- ・現在の地方財政措置を継続するとともに、地方財政措置が講じられていない以下の費用について、必要な財政措置を講じること。
 - 維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)
 - 学術情報ネットワーク(SINET)への接続を含めた校外ネットワーク通信の高速大容量化
 - AIドリルやビッグデータなど先端技術の活用

【学術情報ネットワーク(SINET)】

国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能。

- ・教員や児童生徒のICT活用をサポートするICT支援員(情報通信技術支援員)を十分に配置できるよう、必要な財政措置を継続すること。

(3) 脱炭素社会、水素社会の実現に向けた取組の加速

【内閣官房、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

- 新**・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス排出量が多い事業活動について、各事業者の取組を加速するため、再生可能エネルギーなど温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの転換や先端技術の開発に対する財政支援を充実すること。
- ・グリーンイノベーション基金の規模拡大など、水素に関する技術開発やインフラ整備等への支援を強化すること。
- 新**・カーボンニュートラルポートの形成計画の策定及び同計画に基づく水素等次世代エネルギーの受入拠点整備など、脱炭素化に向けた取組に対して支援すること。
- ・2025年大阪・関西万博は、将来の水素社会の姿を人々に示す絶好の機会であり、万博を見据えた先導的取組に対して支援すること。

(4) 多様な働き方の推進 【総務省、厚生労働省】

- 新**・テレワーク、ワーケーション、マルチワーク、勤務地限定正社員など、多様な働き方の普及を促進する取組に対して支援すること。
- 新**・過疎地域等の人口急減地域において、マルチワークによる安定雇用を創出する「特定地域づくり事業協同組合」の設立に対する市町への財政措置について、対象経費の上限(現行300万円・想定雇用人数3人)を雇用人数に応じた支援に見直すこと。

3 地域の魅力づくり

(1) 2025年大阪・関西万博に向けた取組の推進 【内閣官房、経済産業省、国土交通省、観光庁】

- 新**・万博期間中に関西全域で実施する万博会場と連携した取組(関連イベントの実施等)への支援を検討すること。
- 新**・マイカー利用者のパーク&ライドを円滑に実施するため、駐車場周辺道路の混雑緩和措置、神戸・淡路島と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備等を支援すること。
- 新**・万博開催時に実用化が期待される空飛ぶクルマに関し、機体の研究開発や実証事業などへの技術的・財政的支援を行うこと。

(2) バイエリアの活性化に向けた海上交通の充実 【国土交通省】

- ・インバウンド船旅振興制度における、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

【インバウンド船旅振興制度】

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする制度。

- 新**・操船に従事しない船内での飲食提供や物販販売など乗客へのサービス提供を行う人員に対しては、船員法等の適用外にすること。

【現行制度（船員法、船員保険法）の問題点】

- ・港湾区域外を運航する場合は、船員法上の船員である必要があり、外洋を運航する場合と同様の所定の手続（船員手帳の所有、健康診断の受診等）が必要。
- ・また、船員は船員保険への加入が必要となり、保険者、被保険者双方で手続が煩雑。

(3) 土地利用の規制緩和 【農林水産省、国土交通省】

- ・人口減少が進む中、地域の魅力を高め活性化を図るため、市街化調整区域や農振農用地区域などにおける規制緩和も含めた土地利用のあり方について、国においても検討を行うこと。

【兵庫県土地利用推進検討会での検討を踏まえた取組】

主な検討項目		県の対応
市街化調整区域等	都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い	市街化調整区域における災害イエロー区域において、一定の安全基準を満たすこと等を要件に開発ができるよう条例を改正し、規制を緩和。
	地域活性化のための日影規制の合理化	地区計画等の区域等のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域等については、日影規制の対象から除外できるよう条例を改正し、規制を緩和。
	空家等の活用及び流通の促進	県が空家等の活用を特に促進すべき区域を指定し、用途変更や建替に係る規制緩和や、流通促進に向けた支援等を行えるよう条例を制定。
農地	農地転用許可等にかかる事務処理手続の迅速化	手戻りや調整の長期化を防ぐため、市町における農業・農村の将来ビジョンの明確化に向けた研修会や整備計画変更時の事前検討会等を開催し市町を支援。

(4) JRローカル線等の地域公共交通存続に向けた支援の充実【総務省、国土交通省】

- 新**・広域的なネットワークの一部を担うJRローカル線について、特定区間の採算性のみで廃止が議論されることがないように、路線維持・存続に向けた積極的な関与と必要な支援措置を検討すること。
- 新**・鉄道路線を維持・活性化するため、鉄道駅周辺での利用者の利便性向上や交通結節機能の向上に資する自由通路や駅前広場の整備、地元自治体を実施する鉄道沿線の賑わいづくりに資する取組等に対する財政支援を拡充すること。
- 新**・JR以外の経営が厳しい地方部の民間事業者、三セクを含めた公共交通事業者についても、維持・存続に向けた支援を検討すること。

【本県の取組：JRローカル線維持・利用促進検討協議会の設置】

- ・事業者と県・市町が対象路線の現状・課題等を共有し、維持・活性化に向けた利用促進策を検討する「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」を設置(R4.6)。
- ・路線毎の実情に応じた検討を行うため、同協議会の下に沿線市町や交通事業者等で構成するWTを設置し議論を実施。

Ⅲ 安全安心社会の構築

1 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）の推進に必要な十分な予算を、当初予算を含め、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること。
- 新**・ 5か年加速化対策後も別枠で予算を確保し、対策を継続的に推進すること。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること。

【兵庫県強靱化計画(国土強靱化基本法に基づく計画、R2.3改定)のR5～10事業費】

約5,000億円

(計画的・安定的な予算確保による事業効果)

区分	事業効果
治水対策	・ 武庫川・市川水系などの河川改修を前倒し
津波対策	・ 南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策を推進
山地防災・土砂災害対策	・ 358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
道路ネットワーク強化	・ 東播磨道のR6年度全線開通予定 ・ 緊急輸送道路の未改良区間の2車線化
老朽化対策	・ 道路橋の補修工事の完了を前倒し

(2) 河川の事前防災対策の推進

①国管理河川における事前防災対策の推進

- ・ 国管理河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められているが、県内の円山川等の国管理河川では計画水準に達していない区間や、堤防が設置されていない区間の割合が全国平均に比べて高い状況である。このような未整備区間及び無堤防区間について、国の責務として早期に解消すること。

【国管理河川の堤防整備状況 (R3.3末)】

(単位:km)

水系名	堤防必要区間 (a)	計画水準に達してい ない区間 (b)	b/a	無堤防区間 (c)	c/a
淀川	346.6	121.0	34.9%	12.8	3.7%
加古川	75.1	34.6	46.1%	4.4	5.8%
揖保川	119.8	57.5	48.0%	10.8	9.0%
円山川	69.7	54.7	78.6%	4.6	6.6%
全国計	13,369.5	3,343.3	25.0%	729.8	5.5%

※淀川には京都府・大阪府内の区間を含む

②県管理河川における事前防災対策の推進

- ・ 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること。
- ・ 特に武庫川は多額の事業費が必要なため、個別補助予算の必要額を確保すること。

【河川対策アクションプログラム】

・計画期間：R2～R10年度 ・総事業費：約1,800億円

(単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川 (西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム (宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	六方川 (豊岡市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川 (養父市)	240

(3) 山地防災・土砂災害対策の推進

- ・本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること。
- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること。
- ・急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること。

【砂防関係事業：急傾斜対策】

現行	提案
<ul style="list-style-type: none"> ・がけ高さ 10m 以上 ・次のいずれかの要件に該当 ①保全人家 10 戸以上 (避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家 5 戸以上) ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ高さ 10m 以上 ・次のいずれかの要件に該当 ①保全人家 5 戸以上 ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等

2 防災庁の創設 【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、災害情報の一元化を図り事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること。
- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

3 地域安全対策の強化

(1) 水上オートバイの危険行為等の対策強化 【国土交通省】

- 新・条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律においても刑事罰の規定を創設すること。

【船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定】

小型船舶操縦者(免許取得者)が守るべき遵守事項として、危険操縦や酒酔等操縦の禁止が規定されているが、違反した場合の措置は業務停止等の行政処分にとどまっている。

- 新・酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定を創設すること。
- 新・特殊小型船舶操縦士免許の取得等にあたり教習等の強化を行うこと。

【水難事故等の防止に関する条例の改正[罰則規定] R4.7.1 施行】

禁止事項等	動力船の操船	動力船の操船以外
危険操船	3月以下の懲役 又は50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
酒酔い操船・ 薬物影響操船		罰則なし（禁止のみ）
酒気帯び操船	3月以下の懲役 又は30万円以下の罰金	—
飲酒検査拒否	20万円以下の罰金	—

(2) 青少年のインターネット安全利用対策の強化【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省】

- 新・青少年インターネット環境整備法で義務付けられているフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること。
- 新・利用時間を制限する機能をスマートフォン等に設けることや、アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務づけるなど、インターネット接続機器の製造業者やサービス提供事業者に対する法規制を強化すること。

4 福祉社会づくりの推進

(1) ヤングケアラーへの支援の充実【厚生労働省】

- 新・県内全市町での相談窓口設置及び支援体制の構築、支援者等研修、当事者等交流事業（ピアサポート）、実態調査等の取組に対し、財政面を含めた支援を充実すること。
- 新・家事等に対して不安・負担を抱えたヤングケアラーに対する訪問等による家事支援などの財政的な支援を充実すること。
- 新・国・都道府県、市区町村、事業者等の役割を明確化するとともに、相互連携を図ることにより、地域全体で支援を行う体制を構築すること。

【本県の取組状況】

本県実施の福祉機関実態調査(令和3年度)において、支援が必要なヤングケアラーが多数存在することが判明しており、県相談窓口の設置等の支援体制の構築を図っているところであるが、さらなる支援に向けて社会的認知度の向上、支援体制の充実、財政支援の強化が必要。

(2) 課題を抱える妊婦等への支援の充実【厚生労働省】

- 新・予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦が取り残されることがないように、相談窓口の設置、住居確保、見守り、就労斡旋など、各種取組に対して支援を行うこと。

【本県が実施している「特定妊婦等居場所確保・自立支援事業」の概要】

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅等をステップハウスとして見守りを含めた支援や就労支援を継続して実施。

(3) 認定こども園等における障害児の受入れ支援の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- 新・障害児を受け入れる私立幼稚園・私立認定こども園等を一層支援するため、受入障害児が1人であっても国庫補助の対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げること。
- 新・国庫補助制度の在り方も含め、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。

【障害児の受け入れにおける国庫補助制度の概要】

事業名	対象 障害児数	補助額（年額）・負担区分	
		国制度	県単独事業
私学助成 [文部科学省] (私立幼稚園 私立認定こども園 (1・2号認定等))	2人以上	784 千円/人 [国庫 1/2・県 1/2] ⇒常勤保育士の平均年収:3,750 千円 (R3 賃金構造基本統計調査)と比較 して金額が低い	—
	1人	対象外	392 千円/人 [県 10/10]
子ども・子育て支援交付 金[内閣府] (私立認定こども園 (3号認定等))	2人以上	約 784 千円/人 [国庫 1/3・県 1/3・市町 1/3]	—
	1人	対象外	約 392 千円/人 [県 1/2・市町 1/2]

※ 幼稚園型認定こども園では、1・2号認定が文部科学省補助、3号認定が内閣府補助となっており、同じ園で2つ申請手続が必要なケースがある。

5 医師確保対策の推進 【文部科学省、厚生労働省】

- ・へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること。
 - 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和6年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること。
- 新** ○診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること。

【地域枠・臨時定員の概要】

	内容	本県の状況
地域枠	卒業後一定期間、県が指定するへき地医療機関等において勤務に従事すること等を要件として、一般枠と別枠で設けられた定員枠	21～22 名 (うち臨時定員:16 名) 神戸大学:10 名 兵庫医科大学:5 名 鳥取大学:2 名 岡山大学:2 名 自治医科大学:2～3 名
臨時定員	各大学に割り当てられた医学部定員数に上乗せして募集できる定員 ・令和5年度までは現行通り継続 令和6年度以降は別途検討[R3. 8. 27 厚労省検討会] (本県臨時定員:16 名)	※年により異なる

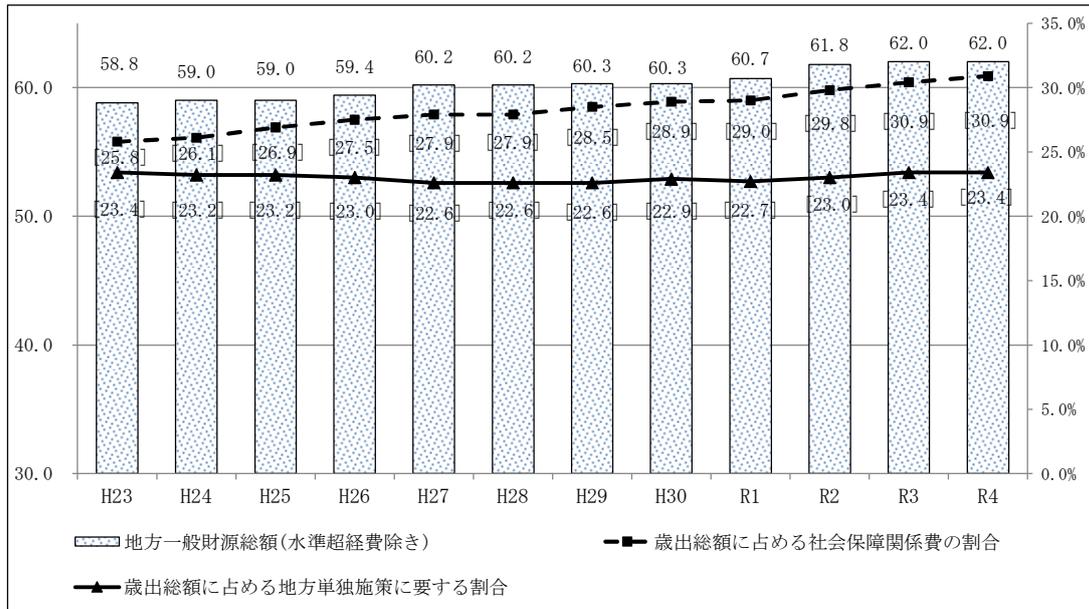
IV 地方税財政の充実・強化

1 地方財政計画の充実

(1) 地方一般財源・地方単独事業費の確保 【総務省】

- 地方一般財源総額については、骨太の方針 2021 において、令和 4 年度から 6 年度まで令和 3 年度と実質同水準とするとされたが、今後とも増加が見込まれる社会保障関係費等に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【地方一般財源総額等の推移】



(2) 公的資金の確保 【総務省】

- 頻発・激甚化する自然災害に対する防災減災対策や老朽化した公共施設等の集約・複合化を進めていく必要があることから、地方公共団体の資金調達に支障が生じないよう、長期かつ低利な財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を増額すること。

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

①老朽化対策に必要な予算の確保 【総務省、国土交通省】

- 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築 50 年を超え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、老朽化対策の推進に必要な十分な予算を、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策において、当初予算を含め、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること。

②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等 【総務省、国土交通省、警察庁】

- 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を対象とすること。
- 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。

【充当率と交付税措置率】

- 現行 充当率：90%、交付税措置率：30～50%
- 案 充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並)

(4) 地方公務員の定年引上げに係る給与関係経費等の適切かつ確実な確保 【総務省】

- 新・令和5年度から施行される地方公務員の定年年齢の引上げに伴い、増加が見込まれる60歳を超える職員の給与水準や退職手当の所要額について、制度移行期間中も含め、地方自治体の財政負担が生じないように、国において適切かつ確実に地方財政措置を講じること。特に、制度移行期間中に、定年退職者が生じない年度であっても年齢構成の偏りを防ぐなど、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために一時的に人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。
- 新・また、定年引上げに伴うシステム関係経費等の所要額についても、あわせて財政措置を講じるとともに、これらの内容について早期の情報提供を行うこと。

2 地方の税収基盤の確保

(1) 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討 【総務省、国土交通省】

- 新・自動車関係諸税は受益者である自動車ユーザーが適正な負担をすべきであり、これらの税の見直しを行う際は、税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に、慎重な検討を行うこと。

【国税制改正の状況】

- ・令和3年度税制改正では、車体課税について、自動車業界がCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとされた。
- ・令和4年度与党税制改正大綱においては、令和3年度税制改正大綱の方針に基づき引き続き検討を行うとされた。
- ・自動車税は、財産税的性格や自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格とともに環境損傷負担金的性格を有している。また、その税収は都道府県税全体の約1割を占め、道路の整備や維持を行う都道府県の重要な財源である。

(2) 国際課税ルールの見直しに伴う地方法人課税の制度検討 【総務省、財務省】

- 新・国際課税ルールの見直しに伴い配分される税収が、国税のみならず地方法人課税にも反映される課税制度を検討すること。
- 新・地方団体間の配分にあたっては、例えば現行の特別法人事業譲与税の譲与基準を用いるなど、納税者及び地方団体の事務負担にも配慮すること。

【提案の背景】

- ・令和3年10月の国際合意の実施に向け、令和5年中に多国間条約の策定・批准や国内法の改正が必要となる。多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、地方法人課税分が含まれると考えるべき。
- ・特別法人事業譲与税は人口を譲与基準とするが、地方交付税不交付団体に対する譲与制限(75%控除)が設けられている。

(3) ゴルフ場利用税の堅持 【総務省、文部科学省】

- ・平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税の安定的確保 【総務省】

① 土地の特例措置の廃止等

- ・課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が、令和3年度限りの臨時的措置として講じられたが、令和4年度においても、景気回復に

万全を期すため、商業地に係る課税標準額の上昇幅を本来の5%から2.5%に引き下げる特別な措置が新たに講じられた。固定資産税は市町における基幹税であり、新型コロナウイルス感染症に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきであることから、令和4年度限りで確実に廃止すること。

- ・仮に、新型コロナウイルス感染症対策として、政策的に商業地の負担調整措置の上昇分を抑える等により、地方税収が減収となる場合は、国の責任においてその全額を確実に補填すること。

【R4年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置】

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続。
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じられた。
- ・令和4年度においても、景気回復に万全を期すため、土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする措置が新たに講じられた。

②償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

3 ふるさと納税の適切な制度設計 【総務省】

- ・ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、過度な返礼品競争が行われないよう制度の適正な運用を図ること。

V 地方分権改革を推進する仕組みの構築

1 国と地方の協議の場の機能強化

(1) 国と地方の協議の場の積極的活用 【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

(2) 必要となる分科会の設置 【内閣官房、内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

(1) 「提案募集方式」の更なる充実 【内閣府】

①支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

②複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

③提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

④計画策定等の見直し

- 新**・計画策定等の義務付けや国庫補助金等の要件化の見直し、記載内容の簡素化、類似計画の統合等、提案募集方式により提案された案件に限らず、各府省自らが積極的な見直しに取り組むとともに、今後、計画等の策定による地方の負担が増大することのないよう、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として設けないこと。

(2) 実証実験的な権限移譲の導入 【内閣府】

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

(3) 提案の実現に向けたフォローアップ 【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。